

入札説明書

令和8年札幌市告示第502号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年2月4日

2 契約担当部局

(1) 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民生活部消費生活課
電話 011-211-2245
電子メール sapporoshohi@city.sapporo.jp

(2) 業務担当部局

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課
電話 011-211-2277
電子メール ainushisaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 入札方式

事後審査入札方式

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、以下の分類で登録があること。

大分類：一般サービス業

中分類：建物設備等保守管理業

- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (7) 入札告示日を起点とした過去5年間において、地下鉄駅又は地下鉄駅隣接行政施設の設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む設備総合管理業務に限る。）、消防法に定める特定防火対象物における建物設備保守業務（換気設備、空調設備、衛生設備、動力設備、照明設備及び防災設備を含む管理面積が本業務の対象施設と同規模以上の設備総合管理業務に限る。）を元請として1年以上履行した実績を有すること。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)及び(7)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができます。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2(1)と同じ。
- (2) 入札書の提出期限
令和8年2月24日（火）17時00分まで（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出するものとし、電子メール、ファクシミリ、電話、電報その他の方法による入札は認めない。また、提出に当たっては以下に留意すること。
 - ア 持参による入札
入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務の入札書在中」の旨を記載すること。
 - イ 送付による入札
入札書を送付により提出する場合は、二重封筒とし、それぞれに「令和8年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務の入札書在中」の旨を記載すること。（後述ウ(ア)の委任状は、内封筒に同封しないこと。）
 - ウ 代理人による入札
 - (ア) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙2）を入札

書とともに提出すること。

(イ) 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めるることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一又は札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（下記6(1)ウ）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月25日（水）9時00分

札幌市役所本庁舎13階1号会議室

（札幌市中央区北1条西2丁目）

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、

再度入札が行われることとなった場合に入札者に通知する。

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する以下の書類を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合は、事前に上記2(1)の契約担当部局へ電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録している見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(ア) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙3）

(イ) 競争入札参加資格認定通知書の写し

(ウ) 履行実績調書（別紙3－2）

(エ) 事業協同組合等にあっては、組合員名簿

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、入札参加資格が認められなかった理由について、その事実を知りえた日から10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出場所 上記2(1)に同じ

提出方法 持参又は送付とする。

(2) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法に基づく消費税及び地方税法に基づく地方消費税に関

し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(3) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、契約保証金の納付に係る通知

（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙5のとおり

8 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問について

書面の持参、送付又は電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月12日（木）12時00分まで

イ 提出先

（ア）郵送又は送付の場合

上記2(1)に同じ

(イ) 電子メールの場合

メールの件名を「令和8年度大通交流拠点地下広場行政施設等設備保守点検業務の質問について」とし、ainushisaku@city.sapporo.jpあてに送付すること。

(2) 回答について

原則として、令和8年2月16日（月）17時00分までに、下記URLのホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

<https://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyo/ippan.html>